

(手当の減額等)

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の特殊勤務手当に関する規則

(昭和四十年八月十七日)
規則 第五号

改正

昭和四一年三月二三日規則第	三号	昭和六年一二月二六日規則第	四号
昭和四年一〇月四日規則第	二号	昭和二年一二月二七日規則第	四号
昭和四九年四月一六日規則第	四号	平成四年一二月二八日規則第一〇号	
昭和五四年八月一七日規則第	二号	平成五年一二月二七日規則第	四号
昭和五五年一二月二六日規則第	四号	平成六年一二月二七日規則第五号	
昭和五六年一二月二六日規則第	三号	平成八年一二月二六日規則第五号	
昭和五九年三月二六日規則第	一号	平成一〇年一二月二五日規則第二号	
昭和五九年六月一五日規則第	二号	平成一七年七月一二日規則第四号	
昭和五九年一二月二七日規則第	三号	平成一八年一二月二〇日規則第一一号	
昭和六〇年一二月二八日規則第	三号	平成一九年三月三〇日規則第一一号	

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第十号)の規定に基づき、特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

(手当の額等)

第二条 特殊勤務手当の種類、勤務内容、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表のとおりとする。

第三条 日額による特殊勤務手当の額を算定する場合において、特殊勤務手当の支給を受ける勤務(以下「特殊勤務」という。)に従事した期間が一日において四時間未満であるときは、当該特殊勤務に係る特殊勤務手当の額に二分の一を乗じて得た額を減額する。

2 月額による特殊勤務手当の額を算定する場合において特殊勤務に従事した日数が一月において十六日未満であるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額を減額する。

一 特殊勤務に従事した日数が四日未満の場合 当該特殊勤務に係る特殊勤務手当の額に十分の八を乗じて得た額

二 特殊勤務に従事した日数が四日以上八日未満の場合 当該特殊勤務に係る特殊勤務手当の額に十分の六を乗じて得た額

三 特殊勤務に従事した日数が八日以上十二日未満の場合 当該特殊勤務に係る特殊勤務手当の額に十分の四を乗じて得た額

四 特殊勤務に従事した日数が十二日以上十六日未満の場合 当該特殊勤務に係る特殊勤務手当の額に十分の二を乗じて得た額

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和四四年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年八月一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第四号）

この規則は、昭和四十九年十二月二十九日から施行する。

附 則（昭和五四年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年七月一日から適用する。

附 則（昭和五五年規則第四号）

この規則は、昭和五十五年十二月二十七日から施行する。

附 則（昭和五六六年規則第三号）

この規則は、昭和五十六年十二月二十九日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第一号）抄

改正 昭和五九年六月一五日規則第二号

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表衛生手当の

適用する。

附 則（昭和五九年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第三号）抄

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和六〇年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第四号）抄

（施行期日等）

1 この規則のうち、第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項第一号から第四号の改正規定は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表衛生手当の

附 則（平成六年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第四号）

この規則は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

別表

手当の種類	勤務内容	受給範囲	支給単位	手当の額	備考
主任手当		主任	月額	1,500円	
衛生手当	清幸園衛生処理場の勤務	行政職給料表及び技能業務職給料表適用職員	日額	700円	